

人事労務レポート

今回のテーマ

割増賃金計算に入れなくてよい賃金

< 除外賃金の限定列举 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-27-1

三協ビル 3F

TEL：0422-49-7340 FAX：0422-49-7381

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

法定労働時間を超えて労働させた場合等に支払われる割増賃金ですが、きちんと実際の残業時間をカウントし支払っていても、その計算の基礎となる単価の出し方が違っている、といったケースがよく見受けられます。労働基準法(以下、労基法)では、その単価の計算に関し、どういう賃金(手当)が除外されるかを定めています。今回は「割増賃金の計算に入れなくてもよい賃金」を取り上げ、実際の運用上で間違いやすい点を中心に解説していきます。

1. 割増賃金とは

割増賃金とは、法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超えた場合、法定休日(週1日の休日)に労働させた場合、深夜(午後10時～午前5時)に労働させた場合に、その超過労働分の対価として通常の賃金に割り増して支払われる賃金のことをいいます(時間外労働2割5分増、休日労働3割5分増、深夜労働2割5分増)。

2. 労基法の定め<限定列举>

「割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。」

労基法では、「この賃金についてのみ割増賃金の基礎に算入されない」といったように、その計算から除外される賃金が限定的に列举(7種)されています。

〔割増賃金計算に入れなくてもよい賃金(除外賃金)〕

家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

3. 除外賃金は実態で判断

前述の除外賃金については、名称の如何ではなく、その実態によって除外対象かどうか判断されます。

家族手当

これは「扶養家族数」をもとに支給されるものを対象としています。よって、家族手当といっても、全社員一律に支給されているものは、この「家族手当」には該当せず、割増賃金の計算に入れなければなりません。なお、手当の性質が扶養家族数に基づくものであれば、名前が家族手当でなくても除外対象となります(扶養手当、生活手当等)。

通勤手当

労働者の通勤距離または通勤に要する実際の費用に応じて算出される手当と解釈されます。よって、通勤距離によらず一律に支給する場合等は該当しません。

住宅手当

住宅に要する費用(賃借料、住宅ローン等)に応じて算定される手当をいいます。よって、住宅に要する費用に関わらず一律定額で支給される手当は除外対象となりません。

(例)世帯主には住宅手当として月5,000円支給する。
除外賃金とはならない。

なかなか、「含める」、「含めない」といったところが分かりづらいですが、労働とは直接関係のない個人的事情に基づいて支払われる賃金は除いてよい、と考えると多少すっきりするのではないかと思います。

4. その他の手当の取扱い

特殊勤務手当

危険作業手当、手術手当等、特殊な労働の対価として支給される手当については、その手当の支給対象となる業務の従事時間(手術時間等)が時間外労働に該当した場合には、その特殊勤務手当も割増賃金の計算に入れます。

逆にこれらの対象とならない勤務(通常の診療等)に従事中の時間外労働については、特殊勤務にかかる手当は除外されます。

皆勤手当

皆勤手当はその月により、支給されたり支給されなかったりと変動があるので、除外賃金として取り扱ってもよいと思いがちです。しかしながら、皆勤手当は結婚祝い等の「臨時に支払われる賃金」とはいえず、また他の限定列举されている除外賃金に該当しないため、割増賃金の計算に入れなければなりません。

宿日直手当

宿日直勤務者に対して通常の労働に対する賃金とは別に支給される宿日直手当については、それ自体が時間外、休日労働の割増賃金に相当する性格をもつので、割増賃金の計算からは除外されます。

調整手当

他の従業員とバランスを取るために支給される調整手当等については、限定列举されている除外賃金の性質に該当しない限り、割増賃金の計算に入れることとなります。

今月の主な労務・税務の手続き

・算定による社会保険料の改定(9月分～)

・厚生年金保険料率の変更(9月分～)

コラム

「点と点が自分の歩いていく道の途上のどこかで必ずひとつに繋がっていく、そう信じることで確信をもって己の心の赴くまま生きていくことができる。」アップル CEO のスティーブ・ジョブズがあるスピーチで言っていました。私は社労士業務を始める前、ビジネス書籍の編集の仕事をしていました。社労士業務とはまったく畑違いと思われる経験も、公的書類の作成や、こうしたレポート等の執筆にわずかですが生かされているように思います。過去のいろんなことが繋がって見えてきます。